

## 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱

平成29年2月8日総情域第9号  
最終改正：令和3年3月26日総情域第33号

### (通則)

第1条 放送ネットワーク整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 この補助金は、国が都道府県、市町村（一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）、都道府県若しくは市町村の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県又は市町村に委任をして実施することを約した複数の都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第1号に規定する地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。以下同じ。）、同条第2号の2に規定する移動受信用地上基幹放送事業者、放送法（昭和25年法律第132号）第2条第24号に規定する基幹放送局提供事業者（電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送法第2条第15号の地上基幹放送又は同条第14号の移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に限る。以下同じ。）若しくは地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委任をして実施することを約した複数の地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者をいう。）（以下「地上基幹放送事業者等」という。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）に対し、放送ネットワーク整備支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより、地域における放送ネットワークの整備又は災害復旧を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、地域における放送ネットワークの整備又は災害復旧を図るための事業であつて、次の各号に掲げるものをいう。

#### (1) 地上基幹放送ネットワーク整備事業

都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上

基幹放送事業者等又は一般社団法人等が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から、予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備を行う事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が行うものをいう。

## (2) 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。

- ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化（以下「ループ化等」という。）や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。
- イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。
  - 一 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。以下同じ。）
  - 二 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。以下同じ。）
  - 三 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。）
  - 四 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。以下同じ。）
  - 五 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。以下同じ。）
  - 六 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）

七 過疎地域（地域過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。以下同じ。）

（3）ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

市町村又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、次の各号のいずれにも該当する地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

ウ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

（4）ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業

市町村又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、次の各号のいずれにも該当する地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

ウ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

(5) 災害情報等放送・伝送システム整備事業

① 災害情報等放送システム整備事業

放送法施行規則第66条第5号に規定するコミュニティ放送を行うための設備について、災害情報や避難情報などの市町村から提供される重要な情報を即時に放送するための自動読上装置等の設備を整備する事業であって、次の各号のいずれにも該当する地域において、コミュニティ放送事業者が行う事業をいう（以下、災害情報等放送システム整備事業という。）。

ア 市町村防災行政無線（同報系）が未整備の地域

イ 自動起動ラジオ（コミュニティ放送に付加される信号によって制御されるラジオ）が未配備の地域

② 災害情報等代替伝送システム整備事業

第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、断線等によって停波した場合においても情報伝送の代替手段を確保し、耐災害性の強化を図るため、次の各号のいずれにも該当する地域において、広帯域の無線システムの整備を行う事業であって、第三セクター法人が行うものをいう（以下、災害情報等代替伝送システム整備事業という。）。

ア 市町村と防災に関する協定を締結している地域

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

ウ 放送法第140条第1項の市町村の区域を勘案して定められる区域。

(6) ケーブルテレビ施設災害復旧事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に基づき指定された激甚災害のうち総務大臣（以下「大臣」という。）が別に定める災害（以下「指定災害」という。）により被害を受けた、総務省所管の事業によって市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が整備した設備等を復旧することを目的とする事業であって、指定災害ごとに大臣が別に定める地域が属する市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

(7) 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

① ケーブルテレビ光化整備支援事業

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像 の視聴環境の構築に資する観点から、次の各号のいずれにも該当する地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

ウ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

## ② ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に基づき指定された激甚災害又は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第3の第1項に準じるものにより被害を受けた、総務省所管の事業によって市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が整備した設備等を復旧することを目的とする事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

### （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

### （交付額）

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等に補助す

る。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり100万円（地上基幹放送ネットワーク整備事業及び災害情報等放送・伝送システム整備事業（災害情報等放送システム整備事業に限る。）については、50万円）をそれぞれ下限とする。ケーブルテレビ施設災害復旧事業及びケーブルテレビ関連設備災害復旧事業については、交付決定額が100万円未満の場合も補助対象とする。

区分	額	対象
地上基幹放送ネットワーク整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	都道府県、市町村又は都道府県 若しくは市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人、地上基幹放 送事業者等又は一般社団法人 等
地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村又は市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人
ケーブルテレビ事業者の光 ケーブル化に関する緊急対 策事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村又は市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人
ケーブルテレビネットワー ク光化による耐災害性強化 事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村又は市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人
災害情報等放送・伝送シス テム整備事業（災害情報等放送 システム整備事業に限る。）	補助対象経費の3分 の2に相当する額	コミュニティ放送事業者
災害情報等放送・伝送シス テム整備事業（災害情報等代替	補助対象経費の3分 の1に相当する額	第三セクター法人

伝送システム整備事業に限る。)		
ケーブルテレビ施設災害復旧事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村、市町村の連携主体又は 第三セクター法人
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業(ケーブルテレビ光化整備支援事業に限る。)	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村又は市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業(ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業に限る。)	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村、市町村の連携主体又は 第三セクター法人

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (交付決定の通知)

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
    - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - ウ 補助目的及び事業能率に關係なき事業計画の細部変更である場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。）は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者（地上基幹放送事業者等又は電気通信事業者に限る。以下同じ。）に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第13条第4項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18条 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。以下この条において同じ。）は、放送ネットワーク整備支援事業を行う間接補助事業者に補助するときは、第8条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

(2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付せることがあること。

(3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき補助事業者の長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項第2号により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(直接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に

提出し、大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付せざることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならぬ。

（財産の処分による収入の納付等）

第20条 補助事業者は、第18条第3項及び前条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第13号による承認申請書又は届出書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずるものとする。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第21条 第18条第2項及び第19条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第13号による届出書の提出をもって大臣の承認があつたものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（収益納付）

第22条 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。次項において同じ。）は、間接補助事業によって整備された施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該事業を行う間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営又は貸与による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 大臣は、当該事業を行う都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等に、補助事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又

は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

- 4 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徵収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第23条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該都道府県又は市町村（都道府県又は市町村の連携主体を代表する都道府県又は市町村を含む。）、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等（連携主体にあっては、その連携主体を代表する地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

- 2 地上基幹放送ネットワーク整備事業（一般社団法人等が行うものに限る。）に係る申請書その他の書類については、正本1通に副本1通を添えて、大臣に提出するものとする。
- 3 前2項の書類の提出は、当該書類が電磁的記録（令和2年総務省告示第31号第1条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、補助金申請システムその他の電磁的方法（同告示第2条に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。
- 4 前項の規定により提出された電磁的記録は、この要綱に定める申請書その他の書類の正本及び副本とみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第23条の2 大臣が申請者又は補助事業者に対し行う、この要綱に定める通知、承認、指示、要求、取消し、変更、納付命令又は返還命令（以下「処分通知等」という。）については、申請者又は補助事業者が書面による処分通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該処分通知等を電磁的方法により行うことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業者が申請者又は間接補助事業者に対し処分通知等を行う場合において準用する。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則（平成29年2月8日総情域第9号）

この要綱は、平成29年2月8日から適用する。

附 則（平成30年3月29日総情上第47号）

- 1 この要綱は、平成30年3月29日から適用する。

2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月17日総情域第1号）

- 1 この要綱は、平成31年1月17日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月30日総情上第8号）

- 1 この要綱は、令和元年5月30日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月2日総情域第12号）

- 1 この要綱は、令和2年2月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日総情域第37号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、第20条第3項に基づく延滞金の計算に係る割合の適用を除き、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月26日総情域第95号）

- 1 この要綱は、令和2年8月26日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、第20条第3項に基づく延滞金の計算に係る割合の適用を除き、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月25日総情域第15号）

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、第20条第3項に基づく延滞金の計算に係る割合の適用を除き、なお従前の例による。

## 附 則（令和3年3月26日総情域第33号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。ただし、第3条（2）の改正規定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行の日から施行する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、第20条第3項に基づく延滞金の計算に係る割合の適用及び補足事項4（2）キに基づく財産処分の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、第3条（2）で掲げる地域に含むものとして取り扱う。なお、本項により令和8年度予算により交付決定した補助金で令和9年度以降（特別特定市町村については、令和9年度予算により交付決定した補助金で令和10年度以降）に繰り越したものがある場合には、なお第3条（2）で掲げる地域に含むものとして取り扱う。

別表

事業の区分	交付対象経費区分	内容
地上基幹放送ネットワーク整備事業	施設・設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送信所</p> <p>① 局舎</p> <p>② 鉄塔</p> <p>③ 外構施設</p> <p>④ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>⑤ 送受信アンテナ</p> <p>⑥ 送受信機</p> <p>⑦ 中継回線設備</p> <p>⑧ 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。）</p> <p>⑨ 電源設備</p> <p>⑩ 監視制御・警報・測定装置</p> <p>(イ) 予備送信設備（中継局放送を行う場合に限る。）</p> <p>(ウ) 予備番組送出設備（中継局放送を行う場合に限る。）</p> <p>(エ) 緊急地震速報設備</p> <p>(オ) 緊急警報放送設備</p> <p>(カ) 緊急割込放送設備</p> <p>(キ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費</p>
	用地取得・道路費	<p>(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(2) その他事業を実施するために必要な経費</p>
地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	施設・設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 局舎・センター施設</p> <p>(イ) 鉄塔</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 伝送路設備</p>

		(オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な絏費
ケーブルテ	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する絏費

レビネット ワーク光化 による耐災 害性強化事 業		(ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得・道 路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及 び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
災害情報等 放送・伝送 システム整 備事業（災 害情報等放 送システム 整備事業に 限る。）	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎（改修が必要となる場合に限る。） (イ) 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。） (ウ) 電源設備 (エ) 監視・制御・警報装置 (オ) 災害情報受信設備 (カ) 緊急地震速報設備 (キ) 起動信号発生装置 (ク) 緊急割込放送設備 (ケ) 自動変換・読上装置 (コ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
災害情報等 放送・伝送 システム整 備事業（災 害情報等代	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 送受信アンテナ (ウ) 送受信装置 (エ) 構内伝送路 (オ) 電源設備（予備電源設備を含む） (カ) 監視制御・測定装置

替伝送システム整備事業に限る。)		(キ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
ケーブルテレビ施設災害復旧事業	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業 <u>（ケーブルテレビ光化整備支援事業に限る。）</u>	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費

		(3) 附帯工事費
	用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業（ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業に限る。）	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費